

災害時等における相互応援に関する協定書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と相馬市（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者に対する救護等及び災害復興に対する支援等を実施するため、甲乙相互の応援体制に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、水害、火災及びその他の災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に不足が生じた場合における甲乙相互の救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援並びに災害復興に対する支援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、資機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な資機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応援の実施に必要な職員の派遣
- (5) 災害援助ボランティアのあっせん
- (6) 災害復興に対する支援
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に被応援側団体から要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所並びにそこまでの経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 災害復興に対する支援内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2 甲又は乙は、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援活動を実施するものとする。

3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない場合は、当該応援要請を行った甲又は乙に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援活動に従事する応援側団体の職員は、被応援側団体の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する物資、資機材、車両及び施設の調達に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (2) 第2条第4号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援活動において必要な経費は、原則として被応援側団体が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めるものを除くほか、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する補償の責務は、応援側団体が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援側団体への往復途中において生じたものを除き、被応援側団体がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月14日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

乙 福島県相馬市中村字大手先13番地

相馬市長



トップページ > 安全・安心 > 消防・防災・国民保護 > 災害協定 > 公的機関等との災害協定 >

相馬市（福島県）『災害時等における相互応援に関する協定』

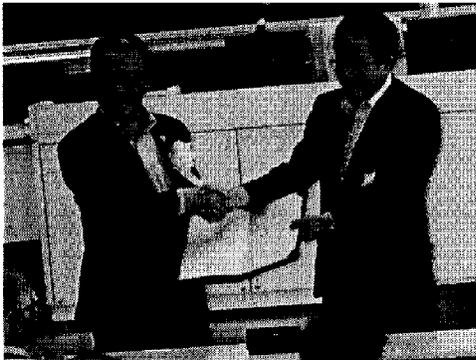
相馬市（福島県）『災害時等における相互応援に関する協定』

更新日：2018年3月1日

印刷 ページ

当市は、相馬市（福島県）と『災害時等における相互応援に関する協定』を、平成24年7月14日付で締結しました。

[公的機関等との災害協定](#)



左：中山 一生 龍ヶ崎市長、右：立谷 秀清 相馬市長

[三条市（新潟県）『災害時における相互応援に関する協定』](#)

[相馬市（福島県）『災害時等における相互応援に関する協定』](#)

[茂原市（千葉県）『大規模災害時における相互応援に関する協定書』](#)

[館林市（群馬県）『大規模災害時における相互応援に関する協定』](#)

[公的機関等との災害協定（昭和57年～平成22年度）](#)

概要

地震、水害、火災及びその他の災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に不足が生じた場合における相互の救済資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援並びに災害復興に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

主な協定内容

- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要物資、資機材及び車両の提供
- 食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な資機材及び車両の提供
- 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- この協定に基づき実施する応援の実施に必要な職員の派遣
- 災害援助ボランティアのあっせん
- 災害復興に対する支援
- 前各号に定めるもののほか、特に被災側団体から要請のあった事項

このページを見ている人は
こんなページも見ています

[茂原市（千葉県）『大規模災害時における相互応援に関する協定書』](#)

[龍ヶ崎市教育プラン（教育大綱・教育振興基本計画）を策定しました](#)

[龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針を策定しました](#)

リンク

[相馬市（福島県）（外部サイト）](#)

情報が見つからない場合はこちらから

お問い合わせ

危機管理課
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
電話：0297-64-1111
ファクス：0297-60-1583
お問い合わせフォームを利用する